

平成27年12月1日

障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査

関東管区行政評価局、群馬行政評価事務所及び山梨行政評価事務所は、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査を平成27年12月から実施します。

この調査は、国の地方支分部局及び独立行政法人の支所等における障害者就労施設等からの物品・役務の調達について、その取組等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものです。

【連絡先】

関東管区行政評価局第二部第2評価監視官
第3評価監視官

担当：中野、加藤
電話：048-600-2330、2332
FAX：048-600-2338

群馬行政評価事務所 評価監視官

担当：松橋
電話：027-221-1648
FAX：027-221-1649

山梨行政評価事務所 評価監視官

担当：秋山
電話：055-252-1496
FAX：055-251-9223

障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査

第1 目的

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月に施行された。

障害者優先調達推進法は、障害者が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが必要であることから、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する措置を講ずることを定めたものである。

具体的には、①国は、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針を策定する、②各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する、③地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表するとされている。

一方、国の地方支分部局においては障害者優先調達推進法の趣旨が十分に周知されていない、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する情報収集が行われていないなど、障害者優先調達の推進のための取組が十分でないことから当該調達が低調となっている等の状況がみられる。

なお、障害者優先調達推進法は、障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方等について、施行後3年以内に検討を加え、必要な措置を講ずるとされている。

本調査は、このような状況を踏まえ、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進する観点から、国の地方支分部局及び独立行政法人・特殊法人の支所等における調達方針の適用状況、調達の取組等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

第2 調査項目

- 1 障害者優先調達に係る調達方針の適用状況
- 2 障害者優先調達の推進のための取組
- 3 県等における障害者優先調達等の現状

第3 対象機関

- 1 調査対象機関
さいたま市、前橋市及び甲府市内に所在する国の地方支分部局
- 2 関連調査等対象機関
さいたま市、前橋市及び甲府市内に所在する独立行政法人・特殊法人の支所等、埼玉県、群馬県、山梨県、さいたま市、前橋市、甲府市、障害者就労施設等、関係団体 等

第4 担当部局

関東管区行政評価局、群馬行政評価事務所及び山梨行政評価事務所

第5 調査実施時期

平成27年12月～28年3月

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的(第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体(以下「障害者就労施設等」という。)の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進(第3条～第9条)

〈国・独立行政法人等〉

〈地方公共団体・地方独立行政法人〉

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

基本方針の作成・公表(厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表

調達方針の策定・公表(各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

調達実績の取りまとめ・公表等

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等(第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加契約を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに考慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供等(第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他(附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(注)厚生労働省の資料による。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の概要

(平成25年4月23日閣議決定、同4月26日告示)

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

- (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
- (2) 調達に関する他の施策等との調和を図ること。

2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。
- (2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に努めること。
- (3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等競争への参加の機会の確保に留意すること。
- (4) 物品等の計画的な発注を行うとともに、障害者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。
- (5) 地方支分部局等ごとに地域の障害者就労施設等への発注に努めること。
- (6) 共同発注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこと。

3. 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、物品等の調達に関する障害者就労施設等への提供促進に資するため、調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供する等の措置を講ずること。

4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達に関する重要事項

- (1) 調達推進のための体制を整備すること。
- (2) 調達方針の作成における留意事項
 - ① 原則として各機関の全ての内部組織に適用すること。
 - ② 物品、役務の種類ごとに調達実績額が前年度を上回ることなどの目標設定をすること。
- (3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等
 - ① 各省各庁の長等は、調達実績の概要の公表をできる限りわかりやすい形で行うこと。
 - ② 厚生労働大臣は、地方公共団体等を含めた国全体の調達実績の概要を取りまとめ、公表すること。
- (4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置
- (5) 関係省庁等連絡会議の設置
- (6) 国は、必要に応じて基本方針の見直しを行うこと。
- (7) 各省各庁の長等は、厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請に対し、対応について報告すること。

(注)厚生労働省の資料による。

(参考3)

障害者就労施設等と国の行政機関等との契約実績

(単位: 件、千円)

府省庁等名	平成25年度 ①		平成26年度 ②		増減(②-①)		府省庁等名	平成25年度 ①		平成26年度 ②		増減(②-①)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額	件数	金額
内閣府本府	16	2,155	22	3,339	6	1,184	文部科学省	29	21,698	39	13,754	10	▲ 7,944
宮内庁	16	7,714	32	8,897	16	1,183	厚生労働省	1,639	228,363	2,961	298,366	1,322	70,003
公正取引委員会	5	1,161	8	1,191	3	30	農林水産省	91	14,733	142	23,301	51	8,568
警察庁	29	98,701	52	71,620	23	▲ 27,081	経済産業省	36	2,106	31	5,876	▲ 5	3,770
金融庁	2	1,692	9	3,530	7	1,838	国土交通省	64	9,216	130	16,885	66	7,669
消費者庁	2	74	18	1,732	16	1,658	環境省	20	2,754	36	15,750	16	12,996
復興庁	1	36	7	1,278	6	1,242	防衛省	217	34,974	258	37,273	41	2,299
総務省	12	589	24	10,347	12	9,758	府省庁計 (A)	2,575	516,112	4,402	589,517	1,827	73,405
法務省	231	58,587	319	21,382	88	▲ 37,205	独立行政法人等 (B)	3,062	694,230	4,474	824,320	1,412	130,090
外務省	14	3,754	17	3,528	3	▲ 226	(A+B)	5,637	1,210,342	8,876	1,413,837	3,239	203,495
財務省	151	27,805	297	51,468	146	23,663							

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、総務省関東管区行政評価局が作成した。

2 独立行政法人等の「等」は、特殊法人及び国立大学法人